



# スクールカウンセラー活用指針

(教育委員会・学校用)

## はじめに

本県の学校現場が抱えるいじめ、不登校等の諸課題は、喫緊の課題であり、その改善のためには、学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフ等と連携・分担する「チーム学校」体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要であり、加えて地域とともにある学校への転換や子ども大人も学び合い育ち合う教育体制の構築等、学校と地域の連携・協働を一層推進していかなければなりません。

このいじめ、不登校等の諸課題の背景には、児童生徒の心の問題とともに、震災の影響、家庭、友人関係、学校、地域など児童生徒の置かれている環境の問題もあり、心と環境の問題が複雑に絡み合っています。そのため、児童生徒の置かれている環境に働き掛けて子供の状態を改善するため、学校と関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカー（以下SSW）のほかに、児童生徒の心に働き掛けるスクールカウンセラー（以下SC）の役割が重要です。

県及び市町村教育委員会が、SCの役割や活用の要点を理解し、学校や地域の実情に応じて任用や配置、業務について効果的な運用を進め、教育相談等に関する取組の更なる充実が図られるとともに、SCが安定して活動できる条件を整備していくことで、つらく苦しい思いをしている児童生徒に、夢と志を育み将来の希望を持たせることができるような、安全で魅力ある学校生活・学習環境を提供できることを切に願い、指針を作成しました。

**宮城県教育庁義務教育課**

**平成31年2月**

# 目 次

1 趣旨	
(1) SC導入の背景	1
(2) SC導入のねらい	
(3) SCの職務内容	
① 児童生徒へのカウンセリング	
② 保護者への助言・支援	
③ 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助	
④ 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施	
⑤ 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の支援	2
⑥ 教職員に対するコンサルテーション	
⑦ 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修での支援	
2 SCの効果的な活用のために	
(1) SCの配置形態	
(2) 教育委員会における支援体制	3
① SCの役割等の周知	
② スーパービジョン体制の整備	
③ 緊急支援が必要な場合の対応	4
④ SCの研修の在り方	
⑤ 関係機関との連携	
⑥ 連絡会議の開催	
⑦ SCの業務報告	5
⑧ SCの業績評価	
3 学校における体制づくり	
(1) 校長の役割	
① 教職員全体の共通理解	
② 教育相談担当となる教員の位置付けと役割	
③ SCの校内体制への位置付け	6
④ 緊急支援が必要な場合の対応	
⑤ 活動環境の整備	
⑥ 学校種間の連携	
⑦ 保護者等への周知	
(2) 生徒指導主事（主任）等との連携	
(3) 養護教諭及び学校医等との連携	7
(4) 教職員（担任等）との連携	
4 SCの業務遂行に当たって配慮すべき事項	
(1) SSWとの連携について	
(2) 守秘義務について	
(3) 情報共有について	
(4) 家庭訪問の方法について	
(5) 児童虐待に係る通告について	

## 1 趣旨

### (1) SC導入の背景

複雑化、多様化する社会の中にあつて、児童生徒が抱える課題も、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、虐待等が多様化している。また、災害及び突発的な事件・事故等に見舞われることもある。児童生徒が抱える課題の解決に向け、生徒指導の一環として学校の教育相談体制の充実が求められており、特に、学校だけでは課題への対応が困難な場合も多く、個から集団・組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えたSCの果たす役割に大きな期待が寄せられている。

### (2) SC導入のねらい

SCは、学校の教育相談体制、生徒指導体制の中で、心理の専門家として、児童生徒、保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント（見立て）、コンサルテーション（専門家による助言・援助を含めた検討）等を行うことをねらいとしている。

また、学校全体を支援するという視点を持ち、個々の児童生徒の不登校、問題行動等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する心理教育、学級環境の調整、教職員へのカウンセリングマインドに関する研修などにも積極的に活用することが重要である。

さらに、学校全体をアセスメントし、教育相談体制の改善充実を他職種と協働して推進していくことが重要である。

### (3) SCの職務内容

#### ① 児童生徒へのカウンセリング

- ・ 相談室等での相談活動
- ・ 休み時間等の日常的な場面での声掛けや相談活動（個別の相談だけでなく、児童生徒が集まる場面での自然な関わりの中での観察を通して、児童生徒の理解・援助につなげる。）

#### ② 保護者への助言・支援

- ・ 来校した保護者への相談活動
- ・ 電話等による相談活動
- ・ 保護者に対する情報提供や講習会等の啓発活動

#### ③ 児童生徒集団、学級や学校集団に対するアセスメントと助言・援助

- ・ 児童生徒の抱える心理的課題及び健康面における発達の課題に関する、面接及び授業観察等による見立て、学校に対する適切な配慮や支援方法についての助言・援助
- ・ 学級や学校全体における課題の把握のため、授業、学校行事への参加・観察、休憩時間や給食の時間を児童生徒と一緒に過ごすといった活動を通じての、学級や集団における個々の児童生徒、児童生徒間の関係、集団の状態、学校の状況等を見立てることによる、学校に対する適切な配慮や支援方法についての助言・援助

#### ④ 児童生徒の困難・ストレスへの対処方法、児童生徒への心の教育に資する児童生徒を対象とした心理教育プログラム等の実施

- ・ 事件・事故や自然災害の発生後等の緊急時には、必要に応じ児童生徒や教職員等の学校全体を対象として、ストレス対処やリラクゼーションのプログラムを実施
- ・ 全ての児童生徒が安心した学校生活を送れる環境づくりとして、集団に必要な取組や支援策を立案し、教職員に対する助言・援助を実施

**⑤ 不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、虐待等を学校として認知した場合、自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の支援**

- ・ いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめた児童生徒といじめられた児童生徒に対してのカウンセリングだけでなく周囲の児童生徒に対しても面接を行うなど、いじめの解消や再発防止を支援
- ・ いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の一員として、同法に基づく対策を支援
- ・ 不登校、問題行動、子供の貧困、虐待、自然災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対するアセスメントとカウンセリング等の実施

**⑥ 教職員に対するコンサルテーション**

- ・ 児童生徒への個別・集団対応に関する教職員への助言・援助
- ・ 児童生徒への心理的教育的活動の実施に関する助言・援助（プログラムコンサルテーション）
- ・ ケース会議等教育相談に関する会議での教職員への助言・援助

※ ケース会議：事例検討会やケースカンファレンスとも言われ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにならない。ケース会議では、SCは話し合いを促進する役割（ファシリテーター）を担い、教員が積極的に発言し、課題や解決策を発見していくプロセスを援助することが重要である。

※ 教職員に対する助言は、SCにとって重要な仕事である。そのため、SCが積極的に教職員との人間関係を築き、情報交換を行える環境の形成が必要である。

**⑦ 教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修での支援**

日常的に児童生徒と接する教職員がカウンセリングに関する知識を習得し、心理面の問題に対処できるよう、校長が学校経営方針に基づき教員に対して行う基礎的なカウンセリングに関する研修への支援を行う。

**2 SCの効果的な活用のために**

**(1) SCの配置形態**

SCは、学校や地域の状況等を考慮して、効果的な支援ができる形態を選択して配置している。

宮城県においては、中学校は単独校方式、小学校は市町村への広域配置としている。広域配置にあつては、市町村ごとに単独校方式、拠点校方式、巡回方式のいずれかで配置している。

[配置形態の例]

- ① 単独校方式：SCが配置された学校のみを担当するもの。
- ② 拠点校方式：派遣された学校を拠点校とし、他の学校（対象校）での勤務を兼任するもの。  
中学校を拠点校とし、校区内の小学校を対象校とする小中連携型、小学校を拠点校とし、他の小学校を対象校とする小小連携型がある。
- ③ 巡回方式：教育委員会等に配置され、学校を巡回するもの。

## (2) 教育委員会における支援体制

県教育委員会、市町村教育委員会、学校の役割分担は、以下のとおりとする。

### ① 県教育委員会

県内の事業企画、事業進捗管理、諸情報の提供、市町村教育委員会支援、学校支援（設置者として）

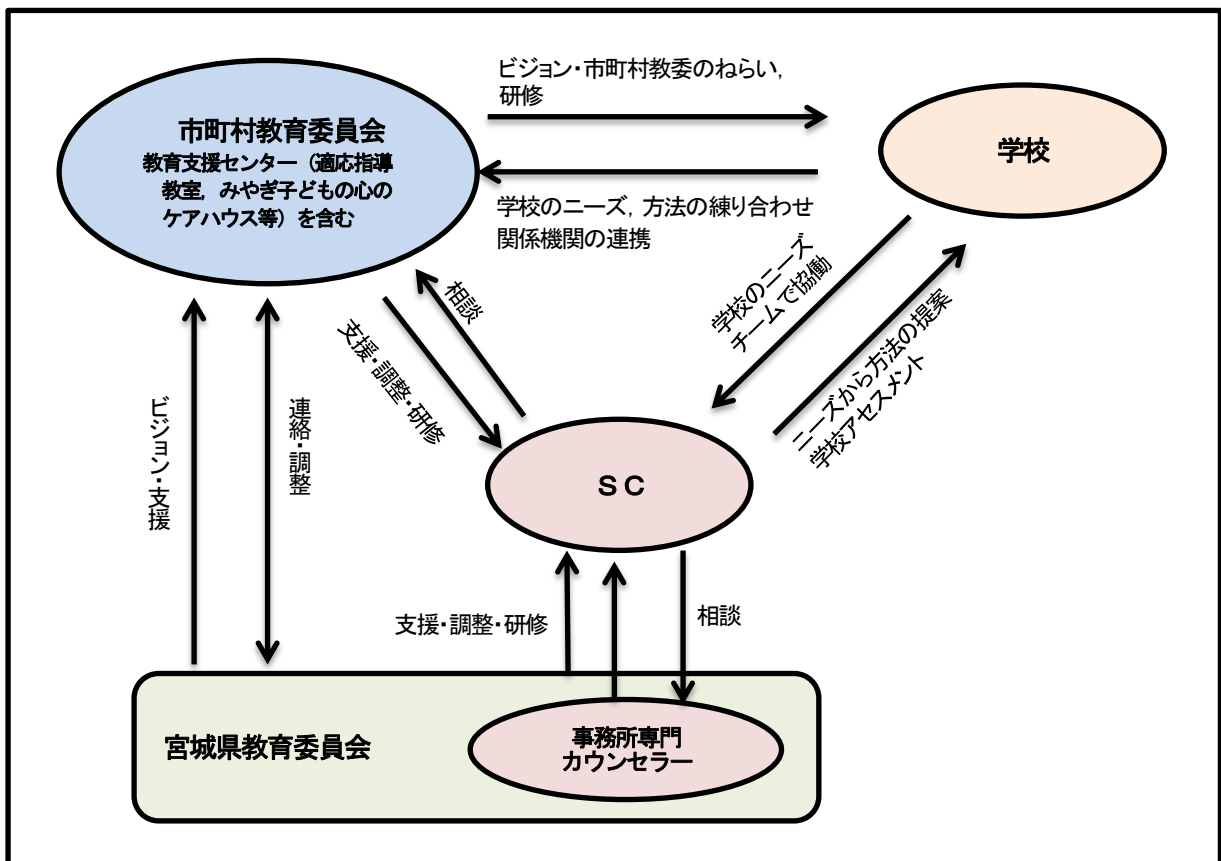
### ② 市町村教育委員会

事業の具体的実施計画の策定と実施、進捗管理、学校支援

### ③ 学校

SCの活用、SCに対する理解促進

### 【SC・教育委員会・学校の役割と関係】



### ① SCの役割等の周知【県教育委員会及び市町村教育委員会】

SCの活用方法等について、県教育委員会及び市町村教育委員会は、「活動方針等に関する指針」（ビジョン）を策定し、公表する。また教育委員会は、知事（首長）部局及び関係機関との連携協力体制を構築し、関係機関にケース会議への参加協力を依頼するなど学校と学校外の機関等の連携協力体制づくりを支援していく。

加えて、SCの専門性を生かすためには、学校、関係機関等にSCの役割等について周知していくことが必要である。そのため、校長研修、教頭研修、生徒指導主事（主任）研修など、様々な研修において、周知し、特に、管理職等がSCの存在意義等について、理解することが重要である。

### ② スーパービジョン体制の整備（教育事務所専門カウンセラーの配置）【県教育委員会】

SCの職務及び勤務形態が特殊であるため、SCが同じ専門職であるSCから助言・指導を受けることができない場合がある。そのため、県教育委員会では、SCが自分の見立ての妥当性について示唆を受け

ることができるスーパービジョンの体制を整える必要があることから、スーパーバイザーとして各教育事務所・事務所に事務所専門カウンセラーを配置している。事務所専門カウンセラーには、心理的見立てと手立てに関して助言・指導ができ、教育現場と心理に関して専門的知識と経験を有している者を充てる。また、事務所専門カウンセラーは、SCの教育相談活動について、市町村教育委員会や学校の状況を把握し、必要に応じて教育委員会やSCに対し助言・指導を行う。

**③ 緊急支援が必要な場合の対応【県教育委員会及び市町村教育委員会】**

あらかじめ、担当指導主事、SC、SSW、警察官OB等で構成するサポートチームを編成し、学校だけでは対応が困難な事案が生じた場合に学校へ派遣するなど、緊急事態が生じた場合において、学校をどのように支援しながら対応していくかを明確にしておく。

**④ SCの研修の在り方【県教育委員会及び市町村教育委員会】**

SCは、様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す必要がある。そのため、教育委員会は計画的・組織的に研修会を実施する。教育相談体制を円滑に機能させるために、SC、SSW、教職員など関係者を一堂に会したケース会議のシミュレーション研修を行ったり、校内におけるケース会議に、SCに参加してもらったりするなども有効である。

なお、県教育委員会は、市町村教育委員会に対してSCの役割や活用方法を周知徹底できる研修会等を行う必要がある。さらに市町村教育委員会は、校長会、教頭会、生徒指導担当者会、養護教諭の会議等でSCの役割や活用方法を周知徹底していく必要がある。

**⑤ 関係機関との連携【県教育委員会及び市町村教育委員会】**

児童生徒の支援に当たって、関係機関との連携が必要になる場合がある。そのため、地域の関係機関や人材等を十分に把握し、関係機関の専門性・役割を的確に理解した上で、各関係機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要である。

**【主な関係機関】**

福祉関係機関	児童相談所、福祉事務所、子ども総合センター、自立相談支援機関、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、放課後児童クラブ、児童館、保育所、児童福祉サービス等事業所（放課後等デイサービス等）、発達障害者支援センター等
保健医療関係機関	保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院等
警察司法関係機関	警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、スクールサポーター、保護司等
教育関係機関	登校支援ネットワーク、教育事務所、教育支援センター（適応指導教室、みやぎ子どもの心のケアハウス）、教育相談室、民間教育団体、民間教育施設、転出入元・先の学校、幼稚園（保育所、こども園）等
団体	臨床心理士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、弁護士会等
教育委員会内	家庭教育支援係、地域学校協働本部の地域コーディネーター、学校ボランティア、近隣の小・中学校・特別支援学校等

**⑥ 連絡会議の開催【県教育委員会及び市町村教育委員会】**

教育委員会は、SCの効果的な活用を促進するため、関係者を参集し、策定したビジョンを示すとともに、SCの活用、SCの支援方法等について、研究協議や情報交換を行う連絡会議を開催する。特に、市町村教育委員会においては、管轄の学校における教育相談の状況を把握するとともに、関係機関と連携した効果的で迅速な支援に向け、市町村内の児童生徒の状況や、具体的な事案における連携体制について共通認識を図るため、学校関係者、SSW、SC、福祉部署関係者を対象とした連絡会議を開催することが望ましい。

### ⑦ SCの業務報告

県教育委員会は、SCに活動報告書の提出を求める。報告内容及び形式については、守秘義務の関係から、相談の概略を記入するもので、勤務時間内に作成可能なものとする。

### ⑧ SCの業績評価

県教育委員会は、常勤の職員と同様にSCの業績評価を行う。評価の項目や内容については、職能団体等と検討しながら実施していく。県教育委員会は、業績評価の結果を任用に反映する。

## 3 学校における体制づくり

### (1) 校長の役割

校長は、学校の教育目標を示し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にするとともに、学校のチーム体制における教育相談担当、生徒指導主事（主任）、いじめ・不登校対策担当者、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等の役割を明確化しておくことが必要である。

#### ① 教職員全体の共通理解

児童生徒の不登校、問題行動等への対応及びその解決は、児童生徒の指導の責任を担う学校が組織的に行うものである。児童生徒への対応をSCに任せきりにしては、学校がその役割を十分に果たしていないことになる。そのため、教育委員会において策定されたビジョンを基に、SC配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、校長のリーダーシップの下、教育相談部及び学年の教員が組織的に児童生徒への対応支援に当たる際に、SCを組織の一員として効果的に活用することが重要である。

#### ② 教育相談担当となる教員の位置付けと役割

教育相談担当は、生徒指導主事（主任）及びいじめ・不登校対策担当者、特別支援教育コーディネーター等と連携しながら、学校全体の児童生徒の状況を把握し、関係教職員や関係機関等と連絡調整を図るなど、児童生徒の抱える課題解決に向けて調整することが求められる。これらの機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を校務分掌において明確にすることが必要である。教育相談担当の教員については、学校の実情に応じ、授業の持ち時数の考慮、学級担任以外の教職員とするなどの配慮・工夫も必要である。

#### 【教育相談担当の主な職務内容】（例）

SC、SSWの周知と相談受付	児童生徒やその保護者にSC、SSWの周知を図り、相談の受付をする。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談担当が積極的にアプローチしていくことも重要である。
気になる事例を洗い出し、検討するための会議（スクリーニング会議）の開催	いじめ・不登校対策担当者、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事（主任）、SC、SSWなどのメンバーとともに気になる事例の洗い出し、第一次的な方向性決定を行う。
SC、SSWとの連絡調整	児童生徒の抱える問題に応じて、SC及びSSWも参画し、学校としての対応方針をまとめ、効果的な支援が行えるように調整する。
相談活動に関するスケジュール等の計画・立案	教職員や保護者からの相談を受け、SC、SSWの勤務状況に鑑み、適切に相談計画を立案する。
児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握	児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。
個別記録等の情報管理	個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。
ケース会議の実施	いじめ・不登校対策担当者、生徒指導主事（主任）等と連携しながら、児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。
校内研修の実施	SC、SSWの役割や、学校としての活用方針等を研修会の場等を利用して、全教職員で共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにする。

### ③ SCの校内体制への位置付け

SCが事後対応だけでなく、予防的な対応を行うためにも、校長は、校内の生徒指導に関する会議（生徒指導委員会、教育相談部会、いじめ・不登校対策委員会、ケース会議等）を定期的で開催して、SCが指導及び援助できる体制をつくり、組織的な対応が図れるようにする。

### ④ 緊急支援が必要な場合の対応

突発的な事件・事故、自然災害への対応において、児童生徒の不安が高まったり、ASD（急性ストレス障害）が起こったり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症したりすることが予想されることから、SCも加わり支援を行うことを検討する必要がある。

当該学校担当のSCだけでは対応できない場合は、児童生徒の心の安定を図るため、速やかに設置者である教育委員会に相談等を行い、緊急支援としてのカウンセラー派遣を要請することが必要である。

### ⑤ 活動環境の整備

#### ア 教育相談室の設置

児童生徒がSCに安心して相談ができるようにするために、相談活動を行うための特定の場所（教育相談室等）を確保することが重要である。また、SCと教職員との信頼関係の構築を図るため、SCが教職員とコミュニケーションが図れるよう職員室に席を設け、学外の者に対し学校組織の一員であること、守秘義務を負っていること等を記載した職員証等を交付するといった配慮をしていくことも必要である。

#### イ 教育相談の環境整備

教育相談室は、相談する児童生徒等の秘密が確保できるようにすること、外部から直接相談する姿が見えないようにすること、相談中に第三者が入ってこないようにすること等のプライバシー保護が必要である。

また、壁の色など物質的な環境も含めて安心できる温かい雰囲気が感じられるようにする等、来談者の心情に十分配慮することが望ましい。さらに、児童生徒がSCに相談しやすくなるように、全校集会等でSCを紹介するなど、相談しやすい環境づくりが重要である。

### ⑥ 学校種間の連携

児童生徒の育ちを継続して支援していくためには、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の校種間において、切れ目のない支援をすることが重要であることから、学校種間で情報を共有し、児童生徒への理解を深めるとともに、有効な支援を引き継ぎ、更に発展させる必要がある。

また、児童生徒の転出入に際しても学校間の情報共有が必要である。その際、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、情報提供に関して、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努める必要がある。

### ⑦ 保護者等への周知

学校・学年便り、ホームページ等で広く保護者や地域の方々にSCやその活動の様子を紹介・周知するとともに、保護者会やPTA総会などの場を利用してSCを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要である。

## (2) 生徒指導主事（主任）等との連携

生徒指導主事（主任）、いじめ・不登校対策担当者は、SCと校内の教育相談・生徒指導体制の充実を図るための協議や情報交換を行う機会を定期的を設定していく。また、気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員にSCを加えるなどにより、児童生徒の課題を共有する必要がある。



### **(3) 養護教諭及び学校医等との連携**

養護教諭は、担任とは異なる視点から健康診断などの保健管理、健康相談等を通じ、学校医等は、健康相談、保健指導、健康診断を通じ児童生徒に関する情報を得ていることが考えられるため、養護教諭等とSCの連携を深め、必要な情報が共有できるようにする。また、養護教諭や学校医等が気になる事例把握のための会議（スクリーニング会議）の構成員となり、児童生徒の課題を共有することが望ましい。

### **(4) 教職員（担任等）との連携**

個別相談を行ったSCとその児童生徒の担任や関係教職員が情報交換を行えるようにする。また、教職員とSCが関わる場を意図的に設定することにより、日常的な連携が図れるようにしていく。

## **4 SCの業務遂行に当たって配慮すべき事項**

### **(1) SSWとの連携について**

SCは、カウンセリング等を通じて、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家であるのに対し、SSWは、児童生徒を取り巻く環境に働き掛けて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより児童生徒の悩みや抱えている課題の解決に向けて支援する福祉の専門家である。

それぞれの活動領域だけで集められる情報には限りがある。そのため、支援が必要となる個々の児童生徒に対して課題に応じた的確な対応を行うためには、ケース会議や教育相談担当教員等を通じ、それぞれの活動領域以外の情報を共有し、連携して対応することが必要となる。

### **(2) 守秘義務について**

SCは、一般職の地方公務員に準じ、地方公務員法に基づく守秘義務が課せられることとなる。また、公認心理師法第41条の秘密保持義務及び臨床心理士等の職能団体が定める倫理綱領や行動規準等を遵守する必要がある。

ただし、SCが職務上知り得た情報のうち、学校が児童生徒に対する指導や支援を行うために必要となる内容は、学校全体で管理することが基本となるため、学校に報告することが必要である。そのため、県教育委員会は、臨床心理士等の職能団体が定めた倫理綱領や行動規準及びそれぞれの職能団体が定める倫理綱領を理解した上で、教職員とのバランス並びに組織的対応とのバランスを考慮し、適切に守秘義務を課す必要がある。

### **(3) 情報共有について**

学校は、児童生徒の支援のための活動報告の作成を求めるとともに、活動内容等をSCと共有する必要がある。ただし、SCは個人情報を扱うことが多いことから、法令等に基づき、その取扱いについては十分に注意する。

### **(4) 家庭訪問の方法について**

SCの業務は、学校内におけるカウンセリング等が基本となるため、家庭訪問は実施しないものとする。

### **(5) 児童虐待に係る通告について**

児童虐待に係る対応に当たっては、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、SCは学校と情報を共有する。その上でSCは、学校には市町村又は児童相談所等への通告義務があることを学校の管理職と確認し、SCとして必要な支援を行う。

**【参考文献】**

- ・ 平成29年2月3日 28文科初第1423号 児童生徒の教育相談の充実について（通知）
- ・ 平成29年1月 教育相談等に関する調査研究協力者会議「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」
- ・ 平成23年3月 宮城県子ども総合センター 「みやぎ子ども支援マップ」